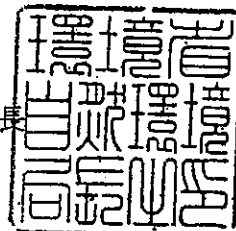


環自総発第1605241号  
平成28年5月24日

〔各都道府県知事  
各指定都市の長  
各中核市の長〕 殿

環境省自然環境局長



動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

平成28年5月17日に、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第10号）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成28年環境省告示第61号）が公布された。これらは、いずれも平成28年6月1日から施行される。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年環境省告示第20号。以下「細目」という。）において、販売業者、貸出業者又は展示業者による犬又は猫の展示時間は午前8時から午後8時までとされ、午後8時以降の犬又は猫の取扱い等に制限が設けられている。ただし、販売業者、貸出業者又は展示業者が、成猫（生後1年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息できる設備に自由に移動できる状態で展示する場合には、当該成猫については、平成28年5月31日までの間、午後10時まで展示を行うことができる旨の経過措置が設けられている。

今般、この経過措置が切れることから、中央環境審議会動物愛護部会（平成28年4月27日開催）で審議した結果を踏まえ、改正を行うこととしたものである。



## 2. 改正の内容

### (1) 概要

下記条件のいずれにも該当する猫を「特定成猫」とし、「特定成猫」に係る飼養管理基準、遵守事項等及び高齢猫に係る遵守事項等を取り決めた。

① 生後1年以上であること。

② 午後8時から午後10時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

なお、「休息できる設備」とは、顧客等との接触、顧客等の視線及び照明・音響にさらされている状態から避けることが可能であって、成猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で展示されていること」とは、休息できる場所又は設備に当該成猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている展示を指す。

### (2) 施行規則における管理基準、遵守事項等

- 特定成猫については、午後8時から午後10時までの間においても、展示を行うことを妨げない。ただし、1日の特定成猫の展示時間（特定成猫が複数の場合は、最も早く展示を開始した特定成猫の展示開始時刻から最も遅く展示を終了した特定成猫の展示終了時刻までの合計時間）は、12時間を超えてはならない。

なお、「1日の特定成猫の展示時間は、12時間を超えてはならない」とは、「特定成猫の展示時間」を、「特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間」と定義したので、実際に展示される時間及び細目第5条第1項第1号ルに規定する「展示を行わない時間」の合計が12時間を超えてはならないことを意味する。

本規定により、途中交代させても、特定成猫を1日12時間以上展示することはできないこととなる。

- 特定成猫の飼養施設は、夜間（午後8時から翌日午前8時までの間をいう。以下同じ。）のうち展示を行わない間に、顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業、展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

### (3) 細目における遵守事項

- 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

○ 特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

○ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

なお、「定期的に健康診断を受けさせる等」とは、展示時間を短くすることや半年に1回程度、動物病院において健康診断を受けさせること等を指す。健康診断の検査項目としては、血液検査、尿検査、血圧検査等が考えられる。

#### （4）施行規則におけるその他の改正

○ 第一種動物取扱業者の登録、更新の申請事項及び変更の届出事項に「特定成猫の展示時間」を追加する。

なお、夜間に特定成猫を展示している業者については、法第14条第2項に基づき、6月1日から30日以内に、変更（特定成猫の展示時間）の届出が必要になる。

### 3. 施行期日

平成28年6月1日



## 岩手県動物愛護推進協議会設置要綱

## (名 称)

第1条 本協議会は、岩手県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 協議会は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づく動物愛護推進員（以下「動物愛護推進ボランティア」という。）の委嘱の推進及び活動に対する支援等に関する必要な協議並びに岩手県動物愛護管理推進計画（以下「県計画」という。）の策定及び評価に係る検討等を行い、動物の愛護と適正飼養を図ることを目的とする。

## (事業等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業等を行う。

- (1) 動物愛護推進ボランティア活動の支援
- (2) 県民に対する動物の適正飼養及び愛護意識の普及啓発
- (3) 国、県、市町村等が実施する動物の適正飼養及び愛護関係事業への協力
- (4) 県計画の策定、評価に係る検討
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (構 成)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる機関、団体等から推薦のあった者から知事が委嘱する。

- (1) 一般社団法人岩手県獣医師会
- (2) 動物の適正飼養又は愛護を目的として活動している団体
- (3) 動物の適正飼養又は愛護の推進に賛同する団体
- (4) 県内市町村
- (5) 岩手県教育委員会
- (6) その他知事が適当と認める機関、団体等

## (役 員)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

## (会 議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、学識経験者等に対し会議への出席を求めることができる。

**(委員の任期)**

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(謝金等)**

第8条 委員（県及び市町村の職員である委員を除く。）が会議に出席したときは、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給する。

**(事務局)**

第9条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課に置く。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

## 岩手県動物愛護推進員設置要領

## 1 趣 旨

この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 38 条に規定する動物愛護推進員について必要な事項を定めるものとする。

## 2 名 称

動物愛護推進員を「岩手県動物愛護推進ボランティア（以下「推進ボランティア」という。）」と称する。

## 3 動物愛護推進ボランティアの活動

- (1) 推進ボランティアは、動物の適正な取扱いの普及や動物愛護意識の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次のボランティア活動を行う。
  - ア 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の重要性について住民の理解を深めること。
  - イ 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
  - ウ 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
  - エ 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の推進のために国、岩手県（広域振興局の保健福祉環境部等）及び市町村が行う施策に必要な協力をする事。
- (2) 推進ボランティアが活動を行う場合には、適正飼養等の助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーの保護に配慮し、公平な対応を行うものとする。
- (3) 推進ボランティアは、岩手県（広域地方振興局の保健福祉環境部等）が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正飼養と愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

## 4 委 嘱 等

- (1) 推進ボランティアは、岩手県内に在住する 20 歳以上の者であって、動物の適正飼養と愛護の推進に熱意と識見を有することを要件とする。
- (2) 知事から推薦依頼を受けた（社）岩手県獣医師会、岩手県内の動物愛護団体等は、推薦書（様式第 1 号）に略歴書（様式第 2 号）及び承諾書（様式第 3 号）を添えて推進ボランティアの候補者を知事に推薦するものとする。
- (3) 知事は、推薦のあった者のなかから選考のうえ、広域振興局の保健福祉環境部等毎に犬の登録頭数等を考慮して委嘱するものとし、委嘱状（様式第 4 号）及び

岩手県動物愛護推進ボランティア証（様式第5号）（以下「推進ボランティア証」という。）を交付する。

(4) 推進ボランティアは、活動に際して推進ボランティア証を携帯するものとする。

## 5 任 期

推進ボランティアの任期は、委嘱年月日から翌年度の3月31日までとし、再任は妨げない。

## 6 解 任

(1) 知事は、推進ボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても解任することができる。

ア ボランティア活動を実施することに支障があり、又はこれに堪えない場合

イ 推進ボランティアとしてふさわしくない行為をした場合

ウ 本人から辞任の申出があった場合（様式第6号）

(2) 推進ボランティアは、前項の規定により解任又は辞任した場合は、推進ボランティア証を知事に返還するものとする。

## 7 報 告

(1) 推進ボランティアは、活動の実績を岩手県動物愛護推進ボランティア活動状況報告書（様式第7号）により住所地を管轄する広域振興局の保健福祉環境部等を経由し、知事（環境生活部県民くらしの安全課）へ報告するものとする。

(2) 報告の提出は、半期ごととし、半期終了月の翌月20日までにを行うものとする。

(3) 推進ボランティアは、その活動に伴い事故等が発生した場合は、速やかに管轄の広域振興局の保健福祉環境部等に報告するものとする。

## 8 事 務 局

事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課内に設置するものとする。

## 9 そ の 他

この要領に定めるもののほか、推進ボランティアについて必要な事項は、別に岩手県環境生活部県民くらしの安全課総括課長が定める。

### 附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

この要領は、平成19年2月10日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年1月4日から施行する。



年 月 日

岩手県知事

様

機関・団体名

代表者職氏名

印

### 推 薦 書

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 8 条に規定する動物愛護推進員（動物愛護推進ボランティア）として、次の者を推薦します。

#### 記

NO	(ふりがな) 氏 名	住 所	生年月日	備考

# 略 歴 書

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名			性 別	男 ・ 女
所属団体 (役職名)			生 年 月 日	年 月 日生 (満 歳)
自 宅 住 所	郵便番号		連絡先	
職 業				
主な活動内容				
主な活動地域				
情報の公表の 可 否	・所属 ( 可 ・ 不可 ) ・氏名 ( 可 ・ 不可 )		・住所 ( 可 ・ 不可 ) ・連絡先 ( 可 ・ 不可 )	
資 格 特記事項				

※ 写真(上半身、無帽、正面向き)を1枚添付してください。(貼付はしないでください。)  
 写真のサイズは、縦3cm×横2.5cmとし、裏面に所属、氏名、生年月日を記入してください。

# 承 諾 書

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第38条に規定する動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)に就任することを承諾します。

年 月 日

機関・団体名

住 所

氏 名

印

岩手県知事

様

# 委 嘱 状

氏 名 様

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第38条の規定に基づき動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)を次のとおり委嘱します。

年 月 日

岩手県知事

委嘱期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(表)

(写 真)	<b>岩手県動物愛護推進ボランティアの証</b>	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条の規定に基づき動物愛護推進員（動物愛護推進ボランティア）であることを証します。		
平成 年 月 日	岩手県知事	印
委嘱期間		
平成 年 月 日から平成 年 3月31日まで		

(裏)

<b>岩手県動物愛護推進ボランティア設置要領（平成19年4月10日施行）抜粋</b>	
<b>1 趣 旨</b>	この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条に規定する動物愛護推進員について必要な事項を定めるものとする。
<b>2 名 称</b>	動物愛護推進員を「岩手県動物愛護推進ボランティア（以下「推進ボランティア」という。）」と称する。
<b>3 動物愛護推進ボランティアの活動</b>	(1) 推進ボランティアは、動物の適正な取扱いの普及や動物愛護意識の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次のボランティア活動を行う。 ア 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の重要性について住民の理解を深めること。 イ 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。 ウ 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。 エ 犬、ねこ等の動物の適正な飼養と愛護の推進のために国、岩手県（広域振興局の保健福祉環境部等）及び市町村が行う施策に必要な協力をする事。 (2) 推進ボランティアが活動を行う場合には、適正飼養等の助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーの保護に配慮し、公平な対応を行うものとする。 (3) 推進ボランティアは、住所地を管轄する広域振興局の保健福祉環境部等が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正飼養と愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

## 辞任届

私こと 　　　　　　　　　 は、 　　　　　　　　　 により  
動物愛護推進員(動物愛護推進ボランティア)を辞任したいので届出ます。

平成 　年 　月 　日

機関・団体名

住所

氏名 　　　　　　　　　 印

岩手県知事

様

## 動物愛護推進ボランティア活動状況報告書

年 月 日

岩手県知事 様

動物愛護推進ボランティア

氏 名

平成 年度上半期（下半期）の活動状況は、次のとおりです。

記

年月日	活動内容	分類	対象人数	摘要
. .			人	
. .			人	
. .			人	
. .			人	
. .			人	
. .			人	
. .			人	
. .			人	
. .			人	
. .			人	

※「分類」欄には、活動内容について次のカタカナのうち最も該当するものをひとつ選び記入すること。

- ア 動物の適正な飼養と愛護の重要性について住民の理解を深めること
- イ みだりに繁殖することを防止するための措置に関する必要な助言をすること
- ウ 譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること
- エ 国、県及び市町村が行う施策に必要な協力をすること

